須崎林業事務所再造林推進員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、須崎林業事務所増産・再造林推進協議会規約第３条に基づき、管内の木材産業の維持及び継続的な発展に必要な伐採跡地への確実な再造林を推進するため、再造林推進員の設置等に関し必要な事項を定める。

（再造林推進員）

第２条　再造林推進員は、森林の伐採や再造林を行う森林組合、林業事業体の代表者又は雇用されている者で、須崎林業事務所増産・再造林推進協議会（以下「再造林協議会」という。）により再造林推進員として登録された者とする。

２　再造林推進員の登録を希望する事業体は、別紙１を再造林協議会に提出する。

３　再造林協議会は、別紙１の内容を審査し、再造林推進員の登録を行う。

４　再造林推進員の登録抹消を希望する事業体は、別紙２を再造林協議会に提出する。

５　別紙２を受理した再造林協議会は、再造林推進員の登録を抹消する。

（任期）

第３条　再造林推進員の任期は、登録年度の年度末までとする。ただし、別紙２の登録抹消の申し出が無い限りは、任期は継続するものとする。

（業務）

第４条　再造林推進員は次の業務を行い、実施数量を積算する。

1. 仲介活動

森林所有者の再造林意思の確認及び再造林を行う事業者の仲介

高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別紙６に記載された森林所有者数を数量とする。

1. 森林施業プラン作成

再造林からその後の維持管理に要する経費、間伐及び主伐の施業ごとの収支計画及び試算に必要な森林調査。
交付要綱の別紙６に記載された森林面積で、再造林から主伐までの収支計画及び低コスト造林手法を導入した場合の収支計画を提示した森林面積を数量とする。

1. 同意取得活動

森林所有者から再造林の同意を得るために行う面談及び交渉等

交付要綱の別紙６に記載された森林面積を数量とする。

（業務費用の積算）

第５条　前条に規定する業務を行う経費は、再造林推進員の基本給及び職能給の合計額から時間あたりの労務費を算出し、交付要綱の別紙７で積算した業務に要した総時間数を乗じて算出する。なお、再造林推進員の所属する森林組合、林業事業体に適用される率による社会保険料を加算することが出来る。（別紙参考様式参照）

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、再造林推進員の設置等に関し必要な事項は別に須崎林業事務所長が定める。

附則

　この要綱は、令和元年９月２５日から施行する。

附則

　この要綱は、令和２年１０月２６日から施行する。

附則

　この要綱は、令和３年9月17日から施行する。

附則

　この要綱は、令和４年９月12日から施行する。

別紙１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　須崎林業事務所増産・再造林推進協議会長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　林業事業体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　 電話番号

須崎林業事務所再造林推進員登録申請書

　須崎林業事務所再造林推進員設置要綱第２条の２の規定に基づき、下記の職員（社員）の再造林推進員への登録を希望します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　名 | 氏　　名 | 活動実績等 |
|  |  |  |

注：「活動実績等」欄には、当該職員（社員）の業務の内容、経験年数等
再造林進員としてふさわしい業務実績等を記載してください。
（記載例）　森林所有者への事業提案業務に５年間従事しており、事業提案に要するスキルを有すると認められる。

別紙２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　須崎林業事務所増産・再造林推進協議会長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　林業事業体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　 電話番号

須崎林業事務所再造林推進員の登録抹消申請書

　須崎林業事務所再造林推進員設置要綱第２条の４の規定に基づき下記の職員（社員）の再造林推進員登録を抹消してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　名 | 氏　　名 |
|  |  |

(参考様式)

再造林推進員業務費用積算書

１．　時間あたり労務費
　給与（賃金）の積算方法の差により①～③の積算方法等で積算する（単位：円/時間）
　①　（　月額基本給　＋　職能給　）／２２（日/月）／８（時間/日）

　②　（　日額基本給　＋　職能給　）／８（時間/日）

　③　（　時間基本給　＋　職能給　）

２．　業務に要した時間数（単位：時間）

　　交付要綱の別紙７で積算した業務に要した総時間数とする

３．　業務費用（単位：円）

　　上記１．時間あたり労務費に、上記２．業務に要した時間数を乗じて算出する。
　　なお、社会保険料を加算することが出来る。

　　業務費用　＝　時間あたり労務費　×　業務に要した時間数　＋　社会保険料

注：再造林推進員の所属する森林組合、林業事業体の実際の月あたり勤務日数、
日あたり労務時間数によらず、月あたり２２日勤務、日あたり８時間勤として
時間あたり労務費を算出してください。